

委員会提出議案第1号

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月26日提出

提出者 議会運営委員会委員長 黒 沢 善 行

提案理由

刑法の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年寒川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>第53条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第16条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項各号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第16条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項各号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
	<p>附 則</p>
	<p>（施行期日）</p>
	<p>1 この条例は、<u>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。</u></p>
	<p>（経過措置）</p>
	<p>2 <u>この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p>